

## 立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号。以下「規則」という。）第23条の規定に基づき、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治公民館 町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「町内会等」という。）が運営する集会施設。ただし、木造住宅に準ずる構造に限る。
- (2) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (3) 省エネ型機器 エネルギーの使用の合理化に関する機器等として第3条に規定するものをいう。
- (4) 設備の効率化に係る工事 自治公民館の暖房設備、冷房設備及び照明設備の高効率化に資する工事をいう。

### (補助金の交付)

第3条 町長は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた建築物の省エネ対策を促進するため、町内会等が行う自治公民館の改修工事のうち、別表に定める開口部の断熱化に係る工事、躯体等の断熱化に係る工事又は設備の効率化に係る工事（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に対する補助金の交付は、1施設あたり1回を限度とする。

3 補助金の交付対象となる工事で設置する省エネ型機器（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) 既設の機器等を省エネ型機器に交換する場合は、既設の機器等が省エネ型機器でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入、改修工事及び既設の機器等の廃棄に要する経費とする。ただし、町長が補助対象経費として適当でないと認める費用については、対象外とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、200万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定により、補助対象機器の購入又は工事着工前に、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 見積書の写し（工事の内容、補助対象機器、設備、仕様等が確認できるもの）
- （4） 補助対象機器や設備のカタログ（仕様、環境性能等が確認できるもの）
- （5） 平面図（工事箇所がわかるもの）
- （6） その他町長が必要と認める書類

2 申請期間は、この要綱の施行日から令和7年2月28日までとする。

（交付条件）

第7条 規則第7条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。ただし、第17条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- （2） 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- （4） 補助金の交付の対象となった工事で設置した機器、設備の全部又は一

部を町長の承認を受けないで処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、取り壊し、又は廃棄することをいう。）してはならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、第6条の規定による申請があつたときは、規則第8条の規定により、当該申請に係る書類の審査を行い補助金の交付の可否及び交付額を決定し、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第10条第1項の規定により、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合は、速やかに立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金交付変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類等を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 第6条各号に規定する書類等のうち変更となる書類等（変更内容が確認できるもの）

(2) その他町長が必要と認める書類

（補助金の変更交付）

第10条 町長は、前条の規定による変更申請があつたときは、規則第10条第2項の規定により、当該変更申請に係る書類の審査を行い、変更を承認したときは、同条第3項の規定により、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金交付変更決定通知書(様式第4号)により補助金の交付変更を申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第11条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、規則第14条第1項の規定により、事業完了の日（補助対象機器の購入日又は施工業者から引渡しを受けた日）の翌日から起算して1月を経過する日又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の請求書及び領収書の写し（支払いがわかるもの）
- (4) 購入・設置した機器及び設備の写真
- (5) 保証書の写し（年月日、購入者欄、販売店舗、型式等が分かるもの）
- (6) 精算後の工事内訳明細書の写し（補助対象経費と補助対象外経費の区別が可能なもので、補助対象機器の型番及び数量が分かるもの）又は出荷証明書の写し（仕様（製品型番号など）、厚み、寸法等が分かる書類）
- (7) 平面図（工事箇所がわかるもの）
- (8) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、規則第15条第1項の規定により、当該実績報告の審査等を行い、当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 町長は、規則第17条第1項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定の取消し通知)

第15条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消すときは、規則第17条第2項の規定により、立山町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金交付決定取消し通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第19条の規定により、立山

町自治公民館省エネ改修支援事業費補助金返還請求書(様式第9号)により、  
期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(軽微な変更)

第17条 第7条第1号ただし書きの規定による軽微な変更は、次に掲げる変更  
以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。
- (3) 工事内容を変更すること。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の失効前にこの告示の規定に基づき、交付の決定がなされた補助  
事業については、なお従前の例による。

#### 別表(第3条関係)

##### A 開口部の断熱化に係る工事

工事箇所	対象となる 工事	要件
窓	ガラス交換 <sup>※1</sup> 内窓設置 <sup>※2</sup> 外窓交換 <sup>※3</sup>	こどもみらい住宅支援事業補助金(国土交通省) の補助対象製品のうち、省エネ基準地域区分5 に適合している「省エネ」又は「省エネ・防音」 の区分の製品であること。
ドア	ドア交換 <sup>※4</sup>	

※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものを  
いう。

※2 内窓設置とは、既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存  
の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。

※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。

#### B 躯体等の断熱化に係る工事

工事箇所	要件
外壁	こどもみらい住宅支援事業補助金(国土交通省)の補助対象となる断熱材であること。
屋根	
天井	
床	

#### C 設備の効率化に係る工事

設備種別	要件	
LED灯具 <sup>※1</sup>	照明器具	省エネ基準達成率(目標年度2020年度)が100%以上であること。
	電球	省エネ基準達成率(目標年度2027年度)が100%以上であること。
エアコン		統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上又は、2.0以上かつ3.0未満かつ省エネ達成基準率(目標年度2027年度)が100%以上であること

※1 電球のみの交換は補助対象外とする。